

制定 令和5年11月20日

西成区役所保健福祉課（子育て支援）委託事業者選定会議開催要綱

（目的）

第1条 西成区役所保健福祉（子育て支援）が実施する事業（別表に定める事業に限る。）の委託事業者を選定するにあたり、客觀性や専門性を確保する觀点から学識経験者等の意見を聴取するため、別表に定める事業ごとに委託事業者選定会議（以下「各会議」という。）を開催する。

（選定委員）

第2条 各会議の選定委員は、学識経験者及びその他必要と認める者の中から、西成区長が依頼する。

（座長）

第3条 各会議には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、各会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（開催期間）

第4条 各会議は、委託事業者を選定することとなったときから3か月を超えない範囲で開催する。

（庶務）

第5条 各会議の庶務は、西成区役所保健福祉課（子育て支援）において処理する。

（施行細目）

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、西成区長が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

別表（第1条関係）

プレーパーク事業

基礎学力向上支援事業

外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業

学力分析に基づく演習を活用した苦手分野克服事業

発展型学習支援事業